

冬季特有の労働災害をなくしましょう！

県内では冬季の降積雪や氷点下の気温等により、冬季特有の労働災害のリスクが高まります。このため、富山労働局では12月から2月までを取組期間として「冬季無災害運動」を実施します。

冬季特有の労働災害を防止するため、以下を参考に効果的な対策を講じましょう。

1. 凍結による転倒災害を防ぐために

- ・翌日の天気・気温の情報を入手し、路面の凍結や積雪を意識した予定をたてましょう。
- ・時間に余裕をもって、急がず、小さな歩幅で歩行しましょう。
- ・駐車場等は除雪・融雪し、凍結防止剤を散布しましょう。
- ・事業場出入口や屋外通路には、転倒防止用シート・マットを敷きましょう。
- ・滑り止め機能の高い履物を着用しましょう。

2. スリップによる交通災害を防ぐために

- ・早めに冬用タイヤやチェーンを装着しましょう。
- ・急ハンドル、急ブレーキ、急発進は避けましょう。
- ・無理のない走行計画を策定しましょう。
- ・二輪車は特に注意が必要であり、冬場の乗車は避けましょう。

3. 除雪機械による災害を防ぐために

- ・機械の故障、点検時にはエンジンを停止し、その旨を明示しましょう。
- ・運転時には周囲を確認しましょう。
- ・除雪範囲内への立入禁止を徹底しましょう。

4. 屋根除雪中の墜落等の災害を防ぐために

- ・2名以上で作業をしましょう。
- ・屋根の上での作業中は、保護帽と墜落制止用器具を着用しましょう。
- ・屋根雪の落下範囲は、第三者が立ち入らないよう立入禁止としましょう。
- ・地上から屋根雪を除雪する際には、屋根雪の落下範囲に立ち入らないよう注意しましょう。

【問合せ先】富山労働局労働基準部健康安全課 Tel.076-432-2731